

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和 6年 6月 19日

群馬県知事 殿



提出者 〒104-8307
住 所 東京都中央区京橋2丁目1番3号
氏 名 株式会社クボタ
水環境ソリューション開発部
部長 牧野 義史
電話番号 03-3245-3128

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社クボタ 群馬工事課（群馬東部作業所）
事業場の所在地	群馬県太田市新田町516-4 グランビル太田702
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日

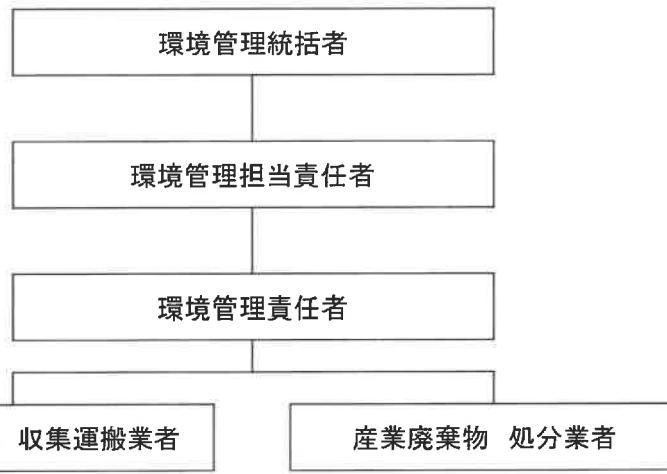
当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	建設業（管工事業）
②事業の規模	請負金額 594,935,000円
③従業員数	現場従事者 2名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	<pre>graph TD; A[汚泥] --> B[中間処理業者]; B --> C[再生セメント骨材]; B --> D[再生アスファルト材]; A --> E[がれき類]; E --> F[中間処理業者]; F --> G[再生碎石材]; E --> H[最終処理業者]; H --> I[埋立処理]</pre>

(日本産業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（5年度）実績】			
	産業廃棄物の種類	汚泥	がれき類	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず
	排出量	69.67 t	1612.01 t	3.00 t
(これまでに実施した取組)				
②計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類	汚泥	がれき類	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず
	排出量	63 t	1451 t	3 t
(今後実施する予定の取組)				
1. 資材搬入に関して搬入業者と打合せを行い、過剰梱包の禁止。 2. 再利用を進めるよう梱包材の持ち帰りをお願いする。 3. 作業工程・手順を見直し、廃棄物の発生を抑える。 を遵守し、3Rを推進する。				

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
	当作業所での廃棄物は、主に、アスファルトがら・コンクリートがらである。その他廃棄物も含め、環境管理規定に基づき分別をルール化し、再資源化率100%を念頭に管理している。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
	現場内の廃棄物保管場所には、見やすい個所に掲示板を設置するとともに、分別他の教育を実施し、分別の徹底・排出量を削減する。また、これから発生する混合廃棄物に関しては、現場で発生する廃棄物以外は処理しないをルール化し、改めて教育し排出量を抑える。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 5年度）実績】			
	産業廃棄物の種類			
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t	t
	(これまでに実施した取組)			
②計画	循環型社会形成の意識の向上に努め、発注者の理解・了解を得て、再生材の利用を実施している。			
	【目標】			
	産業廃棄物の種類			
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t	t
②計画	(今後実施する予定の取組)			
	再生材の利用計画を立案計画し、発注者の理解・了解を得て、可能な限り再生材の使用に努める。			

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 5年度）実績】			
	産業廃棄物の種類			
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t	t
②計画	(これまでに実施した取組)			
	該当無し。			
	【目標】			
	産業廃棄物の種類			
②計画	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t	t
	(今後実施する予定の取組)			
	該当無し。			

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

		【前年度（5年度）実績】			
		産業廃棄物の種類			
①現状		自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t	t
(これまでに実施した取組)					
該当無し。					
		【目標】			
		産業廃棄物の種類			
②計画		自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t	t
(今後実施する予定の取組)					
該当無し。					

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

		【前年度（5年度）実績】			
		産業廃棄物の種類	汚泥	がれき類	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず
①現状		全処理委託量	69.67 t	1612.01 t	3.00 t
		優良認定処理業者への処理委託量	t	t	t
		再生利用業者への処理委託量	69.67 t	1612.01 t	3.00 t
		認定熱回収業者への処理委託量	t	t	t
		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t	t
(これまでに実施した取組)					
廃掃法及びクボタグループ環境管理規定に基づき、優良業者及び電子マニュフェスト採用業者を優先的に選定している。また、契約の際は、現地に赴き処分場の確認を行う等適正処理業者を選定している。					

		【目標】			
		産業廃棄物の種類	汚泥	がれき類	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず
②計画		全処理委託量	63 t	1451 t	3 t
		優良認定処理業者への処理委託量	t	t	t
		再生利用業者への処理委託量	63 t	1451 t	3 t
		認定熱回収業者への処理委託量	t	t	t
		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t	t
<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>社内教育を推進し、廃棄物管理ルールと遵守状況の確認を徹底する。また、優良業者、電子マニュフェスト採用業者の社内データベースを充実させ、優良業者、電子マニュフェスト採用業者を促進する。</p>					
※事務処理欄					

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。